

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十七年十月一日から十二月三十一日までとする。

平成二十八年二月二十三日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 池田 憲人

- 1 支援決定を行った件数  
十八件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
買取決定を行った対象事業者の概要  
一 宮城県沿岸部の塗装業者（震災により車両、機械、材料等が流出。仕掛工事のやり直しにより損失が発生）  
二 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗、在庫等が流出。一時営業停止を余儀なくされた）  
三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により建物、設備が浸水。原料不足等により売上が減少）  
四 宮城県内陸部の金属加工業者（震災により、機械設備、在庫が破損。主要取引先の撤退により売上が減少）  
五 福島県中通りの小売業者（震災により店舗が損壊）  
六 岩手県沿岸部の建設業者（受注取消により収益機会を逸失）  
七 岩手県沿岸部の水産物卸売業者（津波により本社工場が全壊）  
八 岩手県沿岸部の小売業者（津波により設備、在庫が流出、店舗が損壊）  
九 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により事務所兼貸店舗が損壊）  
十 茨城県の小売業者（震災により本社が損壊、津波により設備、在庫が流出）  
十一 宮城県沿岸部の船舶関連業者（津波により店舗が損壊、在庫が流出）

十二 福島県中通りの農業者（震災により施設が損壊、風評被害により売上が減少）

十三 福島県浜通りの飲食業者（津波により店舗、設備が損壊、在庫が流出）

十四 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が損壊、設備が流出）

十五 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗、設備、在庫が損壊）

十六 岩手県沿岸部の設備工事業者（津波により店舗が損壊、資材・機械設備が流出）

十七 福島県会津地方の学習支援業者（風評被害による観光客の減少により売上が減少）

十八 福島県会津地方の飲食業者（風評被害による観光客の減少により売上が減少）

十九 茨城県の製造業者（震災により工場、機械設備が損壊）

二十 茨城県の卸売業者（震災による液化化で営業所が損壊、震災による受注減少により売上が減少）

二十一 福島県浜通りの飲食業者（震災により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

買取りに係る債権の元本総額

二十三億七千二百六十三万円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行

った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 二十七件、その他 二件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

七十二億六千三百五十一万円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十六億六千六百七十六万円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の

買取価格の総額

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

岩手県内陸部の宿泊業者（震災により設備が一部損壊）

福島県浜通りの建設業者（原発事故により事業拠点が避難区域に指定されたことで、売上が大幅に減少）  
宮城県沿岸部の食品製造販売業者（津波により店舗及び設備が損壊し、在庫流出）  
対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

九億三百九十四万六千円